

令和6年度診療報酬改定では、デジタル原則に基づき書面掲示についてインターネットでの閲覧を可能な状態にすることを原則義務づけよう求められていることを踏まえ、保険医療機関において療担規則や施設基準等で書面掲示することとされている事項について、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととなりました。下記は、院内掲示事項と併せてまとめたものですので、ご参照ください。

また、日本医師会がウェブサイトへの掲載例も含めて全体版の資料を作成していますので、ご参照ください。

クリックすれば
表示、ダウンロードできます → [日医資料](#)

厚生労働大臣が定める院内掲示事項につき、ウェブサイトに掲載しなければならない

※ 自ら管理するウェブサイトをも有しない医療機関等は対象外

※ 令和7年5月31日まで経過措置あり

厚生労働大臣が定める院内掲示事項

- 施設基準の届出に関する事項
- 明細書の発行状況に関する事項
- 保険外負担に関する事項
- 入院基本料に関する事項(届出入院基本料の概要(看護要員の対患者割合、要員の構成など))
- 入院時食事療養(Ⅰ)及び入院時生活療養(Ⅰ)に関する事項(届出医療機関のみ)
(管理栄養士又は栄養士による適時(夕食は午後6時以降配膳)、適温で提供されている旨など)
- DPC 病院である場合はその旨

施設基準で定められた院内掲示事項につき、ウェブサイトへの掲載が必要 ※ 経過措置なし

(「自院のホームページ等に掲示していること」)

施設基準	掲示事項
機能強化加算 院内掲示例	● 患者が受診している他の医療機関及び処方されている医薬品を把握し、必要な服薬管理を行うこと ● 専門医師又は専門医療機関への紹介を行うこと ● 健康診断の結果等の健康管理に係る相談に応じること ● 保健・福祉サービスに関する相談に応じること ● 診療時間外を含む、緊急時の対応方法等に係る情報提供を行うこと
情報通信機器を用いた診療 (オンライン診療)	● 情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方を行わないこと

【参照】令和4年度診療報酬改定に係る疑義解釈(令和4年3月31日)

問7「A000」初診料の機能強化加算の施設基準において、地域におけるかかりつけ医機能として、必要に応じ実施する対応について、「ホームページ等に掲示する等の取組を行っていること」とされているが具体的にはどのようなことを指すのか。

答)例えば、・ 当該医療機関のホームページへの掲載 ・ 自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌への掲載 ・ 医療機能情報提供制度等への掲載 等が該当する。

院内掲示例 をクリックすると日医・厚労省等が作成した文例を表示、ダウンロードできます。

施設基準で定められた院内掲示事項につき、原則、ウェブサイトへの掲載が必要

※ 自ら管理するウェブサイトを有しない医療機関等は対象外

※ 令和7年5月31日まで経過措置あり

施設基準	掲示事項
(初・再診料) 医療情報取得加算 院内掲示例	● オンライン資格確認を行う体制を有していること ● 受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行うこと
医療DX推進体制整備加算 院内掲示例	● 医師等が診療を実施する診察室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施している医療機関であること ● マイナ保険証を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる医療機関であること ● 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している医療機関であること
地域包括診療加算(・料) 院内掲示例	● 健康相談及び予防接種に係る相談を実施していること ● 自院に通院する患者について、介護支援専門員及び相談支援専門員からの相談に適切に対応することが可能であること ● 患者の状態に応じ、28日以上長期の投薬を行うこと又はリフィル処方箋を交付することについて、当該対応が可能であること
がん性疼痛緩和指導管理料	● がん性疼痛の症状緩和を目的とした放射線治療及び神経ブロックをがん患者に提供できる体制
(往診料) 介護保険施設等連携往診加算	● 介護保険施設等に協力医療機関として定められており、当該介護保険施設等において療養を行っている患者の病状の急変等に対応すること ● 協力医療機関として定められている介護保険施設等の名称
(在宅患者訪問診療料(I)) 在宅医療DX情報活用加算 院内掲示例	● 医師が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して、計画的な医学管理の下に、訪問して診療を実施している医療機関であること ● マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいる医療機関であること ● 電子処方箋の発行及び電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施している医療機関であること
(在宅時医学総合管理料) 在宅医療情報連携加算	● ICTを用いた連携体制を構築していること ● 実際に患者の情報を共有している実績のある連携機関の名称等
(在宅患者訪問看護・指導料)(精神科訪問看護・指導料) 訪問看護医療DX情報活用加算	● 看護師等が居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して訪問看護・指導を実施している医療機関であること ● マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療

	を提供できるよう取組を実施している医療機関であること
コンタクトレンズ検査料 1～4	● 初診料及び再診料の点数 自院又は自院と特別の関係にある保険医療機関において過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、再診料を算定する旨 ● 自院において算定するコンタクトレンズ検査料の区分の点数 当該診療日にコンタクトレンズ診療を行っている医師の氏名及び眼科診療経験 ● 以上の項目について、患者の求めがあった場合には、説明を行う旨
外来後発医薬品使用体制加算 院内掲示例	● 後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用に積極的に取り組んでいる旨 ● 上記体制に関する事項並びに医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があること及び変更する場合には患者に十分に説明すること
一般名処方加算 院内掲示例	● 医薬品の供給状況や、令和6年10月より長期収載品について医療上の必要性があると認められない場合に患者の希望を踏まえ処方等した場合は選定療養となること等を踏まえつつ、一般名処方の趣旨を患者に十分に説明すること

院内掲示事項ではないが、ウェブサイトへの掲載が必要 ※ 経過措置なし

施設基準	掲示事項
外来感染対策向上加算	● 外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨

【参照】令和6年度診療報酬改定に係る疑義解釈(令和6年4月12日)

問7 外来感染対策向上加算の施設基準において、「当該保険医療機関の外来において、受診歴の有無に関わらず、発熱その他感染症を疑わせるような症状を呈する患者の受入れを行う旨を公表」していることが求められているが、当該公表については、当該保険医療機関が公表を行う必要があるのか。

答)当該保険医療機関のホームページにより公表することが想定されるが、例えば、自治体、地域医師会等のホームページ又は広報誌に掲載されている場合等においては、別に当該保険医療機関のホームページで公表を行う必要はない。